

年 月 日

綾部市長 様

法人等名

所在地

代表者名



ネーミングライツパートナー申込書

対象施設			
愛称（案）		(ふりがな)	
愛称（案）の提案理由			
ネーミングライツ料		年額 円 【 年間合計 円】	
契約期間		年 月 日から 年 月 日まで	
パートナー特典に係る提案		(愛称の命名以外に御社等の希望する特典があればご記入ください。)	
その他		(PR事項やご意見等があればご記入ください。)	
担	所属部署		
	役職・氏名		
当	連絡先	TEL:	FAX:
		E-mail:	

<添付書類>

- 定款、寄附行為その他これらに類するもの
- 法人等概要及び直近の会計年度の事業計画書
- 直近3か年の決算報告書類
- 登記事項証明書（商業登記簿謄本）
- 市税に未納が無いことを証する書類（直近1年分）
- 法人等役員名簿（様式第2号）
- 誓約書（様式第3号）
- 地域貢献や当該施設の振興・活用等に対する考え方、活動実績及び今後の計画
(様式第4号)
- 看板等のデザイン、構造（案）

法人等役員名簿

法人等名			
所在地			
役職名	ふりがな 氏名	生年月日	性別

上記記載事項に相違ありません。

年 月 日

綾部市長 様

法人等名

所在地

代表者名



※提出日現在の状況を記入してください。

※法人にあっては法人の登記簿謄本に記載されている役員（取締役・監査役）、法人以外の団体にあっては法人の役員と同様に責任を有する代表者及び理事等が対象となります。

誓約書

年 月 日

綾部市長 様

法人等名

所在地

代表者名

㊞

ネーミングライツパートナーの応募に当たり、下記の事項について、事実と相違ないことを誓約します。

これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して市が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

なお、下記4につき市が必要と判断する場合は、市が誓約書及び法人等役員名簿を京都府綾部警察署に照会することについて承諾します。

記

- 1 ネーミングライツパートナーの応募資格要件を全て満たしています。
- 2 提出した書類に虚偽又は不正はありません。
- 3 自己又は自社若しくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 上記（1）から（5）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 4 3の（2）から（6）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人等ではありません。

様式第4号（第9条関係）

地域貢献や当該施設の振興・活用等に対する考え方、活動実績及び今後の計画

ネーミングライツパートナー選定の資料とさせていただきますので、地域貢献に対する考え方、これまでの活動実績、今後の計画などをご記入ください。

※詳細がわかる資料等があれば添付してください。

年 月 日

法人等名
所在地
代表者名

印

第 号
年 月 日

様

綾部市長



ネーミングライツ優先交渉者決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった、ネーミングライツパートナーについて、内容を審査した結果、下記の理由により優先交渉者として（採用・不採用）としましたので、通知します。

記

施設名	
不採用理由	

※不採用の場合のみ

なお、優先交渉者との協議が整わなかった場合、審査委員会の審査結果に基づき、再度、優先交渉者を決定します。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

第 年 月 日
号

様

綾部市長



ネーミングライツ契約解除通知書

ネーミングライツについて、下記の理由により契約を解除します。

記

契約解除年月日	年 月 日
施設名	
契約解除理由	

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する判決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）